

○泉南市債権管理条例

平成30年3月27日条例第2号

泉南市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平性及び財政の健全性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 公債権及び私債権をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、地方税法の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、私法上の原因に基づいて発生するものをいう。
- (5) 非強制徴収債権 公債権のうち強制徴収公債権以外のもの及び私債権をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令若しくは他の条例又はこれらに基づく規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する公営企業管理規程を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長（地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「法令等」という。）に定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 市長は、市の債権の管理を適正かつ効率的に進めるため、必要な体制を整備し、併せて職員の研修、債権管理マニュアルの作成等を行うことにより職員の育成を図らなければならない。

(債権管理台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した債権管理台帳を整備しなければならない。

(徴収計画)

第6条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、規則で定めるところにより、毎年度徴収計画を策定し、これを公表しなければならない。

(督促)

第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、原則として履行期限後30日以内に、期限を指定して督促しなければならない。

(延滞金)

第8条 市長は、公債権（個別の条例に延滞金の徴収に関する定めのあるものを除く。以下この条において同じ。）に係る債務者に対して、前条の規定による督促をした場合において、当該公債権の額に、同条の履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント（同条の履行期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、同条の履行期限までに履行しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額することができる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 延滞金の金額を計算する場合において、その計算の基礎となる当該公債権の額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、当該公債権の額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数を、その延滞金の金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

(遅延損害金)

第9条 市長は、私債権に係る債務者に対して、第7条の規定による督促をした場合においては、当該債権について履行期限までに履行しなかったことに伴う徴収金（以下「遅延損害金」という。）を徴収する。

2 遅延損害金の割合は、民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率とし、遅延損害金の減額、算定の方法その他必要な事項は、前条の規定（延滞金の割合に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条中「公債権」とあるのは「私債権」と、「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替える。

(滞納処分等)

第10条 市長は、強制徴収公債権の滞納処分その他その保全及び取立てに関し必要な措置並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等（この条例及びこれに基づく規則を除く。）に定めるところにより、処理しなければならない。

(担保権の実行等)

第11条 市長は、担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証があるものを含む。）について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求しなければならない。ただし、第16条の規定により徴収停止の措置をとる場合又は第17条の規定により履行期限を延長する措置をとる場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(債務名義の取得等)

第12条 市長は、民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条に規定する債務名義がない非強制徴収債権のうち、担保が付されていないもので第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとき又は前条本文に規定する措置をとってなお履行されないときは、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求する等の措置（第21条において「訴訟手続等の措置」という。）により同法第22条各号に掲げるいずれかの債務名義を取得しなければならない。

2 前条ただし書の規定は、前項の規定による債務名義の取得について準用する。

(強制執行)

第13条 市長は、債務名義のある非強制徴収債権（前条第1項の規定により債務名義を取得したものを含む。）については、速やかに、強制執行の手続をとらなければならない。

2 第11条ただし書の規定は、前項の規定による強制執行について準用する。

(履行期限の繰上げ)

第14条 市長は、非強制徴収債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第17条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第15条 市長は、非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第16条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないもの

について、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。
(履行延期の特約等)

第17条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が当該債権の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - (5) 貸付金に係る私債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金、遅延損害金その他の徴収金（以下「延滞金等の徴収金」という。）は、徴収すべきものとする。

(免除)

第18条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る延滞金等の徴収金を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基いて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 市長は、前2項の規定により免除したときは、これを議会に報告しなければならない。

(放棄)

第19条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る延滞金等の徴収金を放棄することができる。

- (1) 私債権について消滅時効に係る時効期間が満了した場合において、時効の援用の意思が確認できないとき。
- (2) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を

免れたとき。

- (4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (5) 第16条の規定による徴収停止の措置をとった債権であって、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なおその債権を履行させることが著しく困難又は不相当であるとき。

2 市長は、前項の規定により放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(個人情報利用)

第20条 市長は、市の債権について、第10条から前条までの規定に基づく措置又は処分の判断に資する事項として必要と認めるときは、規則で定めるところにより、実施機関（泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）第2条第7号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が保有する当該債務者の個人情報を、当該実施機関の内部又は他の実施機関において、収集した目的の範囲を超えて利用（以下「収集目的外利用」という。）することができる。

- 2 実施機関は、収集目的外利用に際しては、当該実施機関が取り扱う市の債権の管理に必要な限度において利用するものとし、他の目的に利用してはならない。
- 3 実施機関は、収集目的外利用に際しては、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(専決処分)

第21条 市長は、第12条第1項に規定する訴訟手続等の措置のうち、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申立てにより履行を請求（公営企業管理者の権限を行う市長が当該申立てにより履行を請求する場合を除く。）するに当たり、その一連の手続中に、法令の規定に基づき債務者から異議申立てがなされたことにより当該履行の請求が訴訟手続に移行する場合において、当該支払督促の申立てに係る請求金額（延滞金等の徴収金の金額を含む。）が100万円以下であるときは、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、訴訟を提起することについて専決処分に付することができる。

2 市長は、前項の規定により専決処分に付したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第22条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条及び附則第4項から附則第10項までの規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する部分を除く。）の規定は、この条例の施行の際現に発生している債権について適用する。
- 3 この条例（第1項ただし書に規定する部分に限る。）の規定は、平成31年4月1日以後に発生する債権について適用する。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3

パーセントの割合)とする。

(泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

- 5 泉南市後期高齢者医療に関する条例(平成20年泉南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「3月」を「1か月」に改め、同項ただし書を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定により算定された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数を、延滞金の金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

(泉南市介護保険条例の一部改正)

- 6 泉南市介護保険条例(平成12年泉南市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「納付金額」の次に「が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該納付金額」を加え、「3箇月」を「1箇月」に改め、同項ただし書を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定により算定された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数を、延滞金の金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

(泉南市土地改良事業分担金条例の一部改正)

- 7 泉南市土地改良事業分担金条例(平成8年泉南市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中「係る金額に」の次に「、」を、「応じ、」の次に「当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 3 前2項の規定により算定された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数を、延滞金の金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

- 4 市長は、受益者が納期限までに分担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を免除することができる。

(泉南市農用地整備事業負担金等の徴収に関する条例の一部改正)

- 8 泉南市農用地整備事業負担金等の徴収に関する条例(平成10年泉南市条例第10)の一部を次のように改正する。

第6条中「係る金額に」の次に「、」を、「応じ、」の次に「当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 3 前2項の規定により算定された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数を、延滞金の金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

- 4 市長は、受益者又は事業参加資格者が納期限までに負担金又は特別徴収金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を免除することができる。

(泉南市下水道事業受益者負担等に関する条例の一部改正)

- 9 泉南市下水道事業受益者負担等に関する条例(平成5年泉南市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「等の額」の次に「が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「確定金額に10円」を「確定金額に100円」に、「確定金額が10円」を「確定金額が1,000円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(泉南市道路占用条例の一部改正)

10 泉南市道路占用条例（昭和43年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(延滞金)

第6条 市長は、占用料を納付期限までに納付しない者に対して、道路法第73条第1項に規定する督促をした場合において、当該占用料の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項の規定により計算された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数を、延滞金の金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

4 市長は、占用者が納付期日までに占用料を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を免除することができる。

附則に次の1項を加える。

3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。